

## 教育民生常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和7年12月3日(水) 第2委員会室
2. 出席委員 前田智永委員長 國利知史副委員長 近藤久子 岡野茂 青山学 松森潤平
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説明員 岡本貢生活福祉部長 森田一徳児童福祉課長 森永智徳児童福祉課児童福祉係長  
青木かおり児童福祉課児童福祉係専門員
6. 傍聴者 1名(うち議員 福山権二副議長)
7. 会議に付した事件
  - 1 議案第106号 庄原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - 2 議案第107号 庄原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
  - 3 陳情・要望について
  - 4 所管事務調査及び閉会中の継続調査について
  - 5 その他

-----  
午前9時57分 開 議

○前田智永委員長 教育民生常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員ですので、直ちに開始いたします。本日の会議において、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しています。

- 
- 1 議案第106号 庄原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - 2 議案第107号 庄原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○前田智永委員長 本日は、協議事項1点目、議案第106号、庄原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、協議事項2点目、議案第107号、庄原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例ということで付託議案がありますので、これについて審議します。本日は生活福祉部児童福祉課の皆さんに来ていただいていますので、この件については本会議で説明していただいています。再度説明をお願いします。部長。

○岡本貢生活福祉部長 昨日の本会議において御上程いただいた、こども誰でも通園制度に関し新たに制定しようとする2つの条例案について、追加の説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

○前田智永委員長 課長。

○森田一徳児童福祉課長 あらかじめ説明資料を提出させていただいていますので、その資料に基づき説明させていただきます。まずは、そもそもの、こども誰でも通園制度、国でいう乳児等通園支援事業が成り立った背景・概要を説明いたしまして、今回の2つの議案、新規の基準条例について、昨日と重なる部分がありますけれども説明させていただきます。それでは、資料の1ページを御覧ください。乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る基準条例の制定についてです。1. 背景です。国は、令和5年12月、次元の異なる少子化対策として、こども未来戦略を策定し、全ての子育て

家庭に対して子供の育ちを応援し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度を創設しました。この制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していない子供を対象に、月一定程度までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。こども誰でも通園制度は、児童福祉法において、乳児等通園支援事業として規定されています。あわせて、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として利用に係る給付制度が令和8年4月1日施行で規定され、全国どの自治体においても、令和8年度からの本格実施ということで国が進めているものです。続いて、2. 概要です。先ほど、背景でも若干触れましたが、制度の概要を（1）にまとめています。制度の意義ということで、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、一時預かり事業のように、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、子供を中心に考え、子供の成長の観点から「全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備する」ことを目的とする「こどもまんなか」の施策です。利用対象は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象とし、利用に当たっては居住する市町村であらかじめ認定することになっています。認定を受けると、国は10時間を想定していますが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位での柔軟な利用が可能になるものです。乳児等通園支援事業を実施する事業者につきましては、事業を開始するに当たり市町村の認可が必要となっていますし、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、財政支援等となる給付を受ける事業者は別に市町村が確認することになっています。この事業を実施する主な場所としては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、子育て支援センター等が想定されています。市町村で認可、確認を行うため、乳児等通園支援事業を実施する施設につきましては、今回上げている基準条例に規定される基準を満たしているかどうかの指導監査、必要に応じて勧告、命令等を行うことになっています。そういった中で、この事業に当たっては市町村が認可、確認をする必要があるため、それぞれ認可、確認をするに当たって基準となるものを定める必要があります。今回、（2）市で整備すべき条例等として、先ほどの認可の関係で、児童福祉法に根拠を置く乳児等通園支援事業の認可基準条例を、給付で確認をする作業のための基準として、子ども・子育て支援法を根拠に置く特定乳児等通園支援事業の確認基準条例を定める必要があります。3つ目につきましては、市の公立保育所でこの事業を実施する上での内容等をまとめた実施要綱を今後、年度内に乳児等通園支援事業実施要綱として定めるように予定しています。それでは、2ページを御覧ください。今回、2つの議案として御上程いただいた基準条例についての説明です。昨年成立した、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、乳児等通園支援事業は、先ほども言いましたように児童福祉法に基づく市町村による認可事業として位置づけられており、この事業の実施に係る事業所の設備及び運営について、条例で基準を定めなくてはならないとされています。令和7年1月14日付で乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が公布されたことから、この基準府令に従い、または参酌して基準条例を制定するものです。また、子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付に関する確認基準についても、条例で基準を定める必要があります。令和7年11月13日付で公布され基準が示されました。この確認基準条例についても、公布された基準府令に従い、または参酌して基準条例を制定するものです。それぞれの基準条例の根拠となる児童福祉法、子ども・子育て支援法の規定につきましては、下の四角囲みの中に挙げています。続いて、3ページを御覧ください。制定する基準条例の概要ということで、昨日の議案説明でも説明をさせていただいたところです。1つ目が議案第106号

に関係するもので、児童福祉法の認可に関する基準で、庄原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。こちらは、乳児等通園支援事業を行う事業所の認可を行う際の基準を、国の基準に従い定めるものです。内容的には、乳児等通園支援事業所の一般原則、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準、支援の内容、保護者との連絡等を定めるものです。2つ目が議案第107号に関係するもので、子ども・子育て支援法に規定するもので、庄原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例です。こちら、乳児等通園支援事業を行う事業所が支援給付の対象となることを市が確認するための基準を、先ほどの基準と同様に国の基準に従い定めるものです。内容としては、利用定員に関する事項、運営に関する事項の基準を定めるものです。以上が2つの議案に係る部分の説明です。4は、本市で令和8年度以降、どのような形で乳児等通園支援事業を提供したり、どのような内容にするのかということで、予定の段階ではありますが追加で御説明いたします。現在、本市での実施については以下の内容で調整をしており、冒頭でも申し上げたとおり、内容については乳児等通園支援事業実施要綱で整理するように予定しています。本市の提供体制としましては、(1) 公立保育所と(2) 私立保育所等で2つの形があると想定しています。まず、(1) 公立保育所につきましては、実施場所として、公立15保育所のうち、現在の通常の保育所入所の状況等から、乳児等通園支援事業の対象児童が0歳6か月から3歳未満ということがあります。指定管理保育所においては、この対象児童の受け入れが途中で難しくなるということもあります。その後、公営の保育所で受け入れをしているという状況もありますので、当面は指定管理保育所以外の公営保育所の中で受け入れ体制が確保できる保育所において、空き定員枠を使う余裕活用型で実施しようと考えています。今のところ公立保育所は、市内の地域を考慮して3か所程度を予定しています。受け入れる子供の年齢等につきましては、制度と同じように0歳6か月から満3歳未満で、現在の一時預かり事業と同じように9時から16時までの間での事業実施を予定しています。国が言う、月10時間までの枠の中で御利用いただくように想定しています。利用料につきましては、これまで国が令和5年度に試行実施し、今年度は手上げ方式で希望する自治体を実施していますけれども、その中で、1時間当たり300円で実施をされています。これは本市で現在行っている一時預かり事業と同じ料金ですので、同じ料金での実施を予定しています。昼食代につきましては、月10時間という利用枠があるため1日利用というのはなかなか難しいかなということで、午前であったり、午後の利用も想定して、原則は昼食を提供しない形を考えていますが、利用者がミルク・弁当を持参される場合はそれも大丈夫とさせていただきますし、中には1日利用を希望される方もおられるかと思っておりますので、それは一時預かり事業と同じように給食代を頂きながら提供することも考えていこうと思っております。以上が公立保育所で実施予定の内容で今調整をしている内容です。(2) 私立保育所等につきましては、今回の基準条例公布後、その基準に基づいて必要な手続をしていただこうと思っております。下に対象の施設を挙げていますが、それぞれの民間事業者に対して事業の概要を説明しながら実施意向等を確認し、必要な手続を進めます。説明は以上です。

○前田智永委員長 　　ただいま説明を受けました。これより質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。近藤委員。

○近藤久子委員 　　受け入れる子供の年齢とか、時間枠が月10時間。これを見て保護者の方がどう思われますかね。

○前田智永委員長 　　答弁。課長。

- 森田一徳児童福祉課長 一時預かり事業との差がどうかということも出てくるかと思えます。国としては、支援給付で国がお金を入れる部分もありますので、現在、令和6年度、令和7年度で先行的に事業を実施されている自治体などの状況を見て、10時間を想定しておられます。先行的に実施しておられる自治体の中には、10時間以上の部分はその自治体独自の事業として持ち出しで実施をされて、10時間以上を設定しておられるところもありますが、本市としましては、通常の保育所入所も割と早くに、6か月から入られる方もおられる中で、ある程度の利用の見込みも立ててはいますが、これだけはしてみないと分からない部分もありますので、当面は国が示す10時間で実施をしてみて、ニーズ等を聞きながら、10時間が適当なのか、それ以上が必要なのかを検討しながら、次の制度に向けて制度を少し変えるのか、市として独自の上乗せをするのかという検討はしていけないといけなかなと思っています。
- 前田智永委員長 他にありますか。松森委員。
- 松森潤平委員 公営の保育所でのことだったと思えますけれども、3か所程度を予定しているとかかれていますが、現状で想定されているところはありますでしょうか。
- 前田智永委員長 答弁。課長。
- 森田一徳児童福祉課長 広域的、広い市域ですので、庄原地域に1か所、東城地域に1か所、それ以外の地域にもう1か所という形で考えています。
- 前田智永委員長 松森委員。
- 松森潤平委員 もう1か所は口和のみどり園保育所か比和保育所ですか。
- 前田智永委員長 答弁。課長。
- 森田一徳児童福祉課長 そのように予定しています。
- 前田智永委員長 他にありますか。岡野委員。
- 岡野茂委員 来年の4月からですけれども、想定される対象の子供たちは大体何人くらいおられるのか。もう1つは、私立保育所で事業所内保育所は0歳から2歳までですよ。そういう保育をされていますけれども、受けられるのですか。
- 前田智永委員長 答弁。課長。
- 森田一徳児童福祉課長 来年度以降、実際に対象となる児童が何人かということになると、今の出生数だったり、来年の出生数のことがあります。実際に今、保育所入所の受付もしていますので、その実人数の把握はなかなか難しいです。ただ、昨年策定したプランでは、この事業についても見込みを立てるようにしており、月の枠としては7人程度の枠として確保しておかなければいけないというのはプランの中で整理しています。2つ目の質問は、対象とする児童が6か月以上3歳未満となります。現在、市内に事業所内保育所が2つありますが、こちらも同じ対象年齢をターゲットにしていますので、先ほど申し上げたように、今後、それぞれに事業の意向を確認して、この事業に取り組むことになれば、手続をさせていただいて、一般的な事業所内保育所を運営されながらこの事業にも取り込まれることになろうかと思えます。
- 前田智永委員長 岡野委員。
- 岡野茂委員 事業所内保育所が取り組むとなったときに、対象は事業所で働いている保護者の方の子供、あるいは地域枠みたいなもので地域からもオーケーなのか、その辺は、まだ分からないのですか。
- 前田智永委員長 課長。

- 森田一徳児童福祉課長 事業所内保育所につきましては、定員枠の設定で従業員のための枠と一般の方が入る一般枠があって、その中で運営をされていると思いますけれども、乳児等通園支援事業は全体の利用定員の空き、余裕枠で受け入れることになるので、私の理解では従業員であろうが一般の方であろうが、空き定員枠で受け入れるということになれば受け入れることになろうかと思えます。
- 前田智永委員長 他にありますか。青山委員。
- 青山学委員 これが始まるまでに市民の方にどのような広報をされるのか、イメージがあれば教えてください。
- 前田智永委員長 答弁。課長。
- 森田一徳児童福祉課長 まずどの保育所が実施をするのかが決まらなると難しい部分もあるかと思えますけれども、広報であったり、ホームページ等、国もこの制度については全国の実施主体で令和8年度から実施ということで進めていますので、国が進める広報ということで、テレビCMがあるかどうかは分かりませんが、そういったものもあるかと思えますし、市としても、実施する保育所が決まり次第、その辺も含めて広く周知はしていきたいと思っています。
- 前田智永委員長 青山委員。
- 青山学委員 昨日、この事業のことをいろいろ調べてみたら、保育所ごとに、こういったことができます、保育所に行っていない子でも保育所に行った子と同じような育ての場もありますというアピールもあるし、何か息抜きというか、そういう部分で使えるよといういろいろな広報があって、どちらがいいというわけではないのですけれども、どうなるのかなと気にしながら今日来たわけです。それで、先ほど近藤委員も言われたとおり、10時間という形で、庄原市内になかったら、例えば、光寿保育園なら行き帰りで結構時間が限られてくるので、そうすると利用するほうも10時間かというような感じになるのかなと思います。結局、何が言いたいかということ、(1) 公立保育所の、「受け入れ態勢が確保できる保育所において」という文言で、今言うことではないのかもしれませんが、保育士の不足といったこともありますので、そういうことも一緒に、今のうちにその待遇も考えていかないといけないのかなと思いましたので一言。
- 前田智永委員長 御意見として。まだ制度として詰まっていないところがあるといえますか、要綱ができなければなかなか、実施保育所もまだ不明確なので、そこは今後に向けてしっかりと調整してください。岡野委員。
- 岡野茂委員 この事業を行うに当たって、国からの給付金とか措置費とか、どういう形で市町に支援があるのか教えてください。
- 前田智永委員長 課長。
- 森田一徳児童福祉課長 事業者側には事業実施に当たっての給付という形で今の保育所などと同じような制度で入っていく形になります。国で事業に対して必要な公定価格といえますか金額を定めて、この事業について、実際に利用される時間と実績に応じて1時間当たり幾らということで国が金額を設定して、それに対して、市を経由して事業者側にお支払いする形になっています。財源的には、国が新しく制度を設けて、支援納付金が2分の1、それにプラスして国が4分の1を上乗せして、残りを県と市で半分ずつ、実質、市は8分の1を負担するような形で国は制度設計をしています。国の公定価格につきましては、まだ国が金額を固めていませんので、その辺の額は、1時間当たり幾らにするのかということはこれから決めていくと聞いています。

- 前田智永委員長 他にありますか。松森委員。
- 松森潤平委員 今年度、他自治体でも試験的にされているところが多分あると思いますけれども、同じような地域で、もし何か課題とか共有されているものがあつたら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 前田智永委員長 答弁。課長。
- 森田一徳児童福祉課長 県内ですと、大きな市になりますけれども、広島市、呉市、尾道市、福山市、東広島市が先行的に実施しておられます。一時預かり事業はどの自治体でも行っておられますので、実態的に制度は目的のところが違うのですけれども、保育所の現場で行っていることは一時預かり事業と変わらないし、保育所で子供を受け入れているのが、ずっと通所されるのか短期的に来られるのかということなので、その辺りの現場での戸惑いはそんなにはないという話は聞いています。利用時間は、先ほど近藤委員も言われたように10時間というのがどうかということであつたり、現在のところ、国からの補助、財政支援というのが実際の利用実績に応じたものでしか対応できていない。この事業に当たっては、実際に使われる前に事前の面談をしてからにしましょうということなのですが、事前の面談に関しても、現場としてはいろいろな準備であつたり、テーマもあつたりする中で、それに対しての財政支援がないので、私立の施設等からはそれに対しての財政支援が欲しいという声が上がっていると聞いています。
- 前田智永委員長 他にありますか。岡野委員。
- 岡野茂委員 この事業は、市が認可して市が設備等の確認を行うことになっています。当面は公立保育所3か所でスタートするとのことですが、例えば、他の民間の保育所等がさせてほしいという場合はどういった対応になるのでしょうか。
- 前田智永委員長 課長。
- 森田一徳児童福祉課長 それぞれ認可と確認が必要になりますので、通常の保育所と同じように、事業を開始するに当たっては、この基準にあるような中身の書類等を整備していただいて、認可の申請・確認の申請をしていただいて、基準に基づき市で認可・確認をした上で認可する・確認するという作業になります。恐らく、市内の私立の保育所につきましては、余裕活用型という形で、現在の保育所あるいは認定こども園の設備基準の中で空き定員枠を利用してされることになると思いますが、この基準についてもそれぞれ、余裕活用型で実施をするに当たっては、元となる保育所の基準や認定こども園の基準とはほぼ同じようなものとなっています。その辺は、国もそういう活用型で認可の申請・確認の申請を行う場合は簡略化できるような形の手順を踏むようにということもありますので、そう難しいものではないかなと思っています。
- 前田智永委員長 他にありますか。岡野委員。
- 岡野茂委員 当面は3か所ですけれども、申請があれば受けるという理解でいいのですか。
- 森田一徳児童福祉課長 はい。
- 前田智永委員長 他にありますか。近藤委員。
- 近藤久子委員 国が出してきたことですから今さら変えるわけにはいかないのですけれども、子供の立場に立ってとか、子供を中心にと書かれています。感覚的には、0歳6か月から3歳未満の子供たちが月10時間に限って知らないところに預けられて、知らない人たちの中に入れられて、入れられるという表現はおかしいけれども、預ける側と預かる側が本当に一致して子供の成長を見守るまでに

はそう簡単にはいかないのではないかと思います。その辺が非常に、預かる保育所の側も相当気を使われるのではないかと思います。それと、いろいろな状況もありますし、いろいろな環境面のこともあるし、1人の命を預かるわけで、それも自分で訴えることができない命を預かるわけで、その重要性は、これは大変なことだと思います。そういうことももちろん考えてのことだと思いますけれども、受け入れる側も預ける側の認識も、熱がある子供を連れていくわけにはいきませんから、その辺のことをしっかりしないと子供のためのということにはならないと思います。その辺を市としても十分、オーケーする保育所と話し合っ、保護者とも話し合っ、保育士とも話し合っ、もちろん所長とも、管轄のところとも十分な話をしないと、なかなか簡単に子供を預けるわけにはいかない。それと、評判というものがあって、連れていったけれども本当によく見ていただいているという評判が立てば安心できますけれども、逆のことになると、これはストップする可能性もあります。ただ、せっぱ詰まった段階で預けられる親御さんもおられるわけで、そういうところも、はっきり自分の意思を伝えることができない子供たちと、保護者の関係、保育士との関係をしっかり構築してからスタートしなければならない事業だと思います。

○前田智永委員長 何か想定がありますか。課長。

○森田一徳児童福祉課長 言われるように、当然、通常の保育所でも、入所に当たっては保護者と事前に面談して、お子さんの状況等を、お互いの共通理解のもと、保育所ではこういった保育をしますという話をしながら、安心して子供を預けていただける状況で保育をしています。この事業についても、単発の利用ではありますが、事前の面談等もしっかりしながら、お互いに子供の状況や、提供する保育の中身を御理解頂いただきながら、通常の保育所で預かっている子供と同じ環境で同じような保育を提供していきたいと思っていますし、事故のないようにもしたいと思っています。それに当たっては、言われたように保育の現場で、所長をはじめ、職員と十分にこの事業の理解等もしながら事業を進めていきたいと思っています。

○前田智永委員長 他にありますか。よろしいですか。副委員長。

○國利知史副委員長 聞こうと思っていたことをメモしてきたのですけれども全部言われたので一言だけ。私も、国から降りてきたことなので絶対にしなければならないことだとは思いますが、今、近藤委員が言われたように、0歳から1歳半くらいまでは多分まだよくわからない状態で預けられるから大丈夫だと思いますが、2歳、3歳とかになってくるともうある程度分かるではないですか。その子供たちが入ったときに、本人もしんどいし、それを単発で預かる保育士の方もすごくしんどくなると思います。面談をされる、現場とも話をされると言われたので、その辺をしっかりとさせていただいて進めてください。

○前田智永委員長 御意見としてよろしいですか。

○國利知史副委員長 はい。

○前田智永委員長 1点だけよろしいですか。一時預かりとほぼ変わらないのかなと。制度上の問題でその視点が違うという、制度の話なのかなと受け止めているのですけれども、今一時預かりを受けている保育所でないとなかなか難しいのかなと感じています。保育士の不足が非常に本市の課題となっていますし、その対応ができるのかできないのかがまず重要になってくるのかなと。その中でニュースとかが先行してしまうと、利用者側としては、対応ができる、どこでも誰でも行けると捉えがちだと思います。その辺りの問題がないように、うちは田舎だからできないのかとか、そういう負のスパ

イラレに陥らないように気をつけないといけないのかなと思いますけれども、想定として、そういうことは考えておられますか。課長。

○森田一徳児童福祉課長 一時預かり事業につきましては、保護者の方の御希望を聞きながら、お住まいのところに近い保育所を御希望されることが多いので、公立保育所、どの保育所でも空きがあれば実施をさせていただいています。その中で、通常の保育所入所の状況を踏まえて、ここが空いています、御希望どおりにできます、中には、いっぱいなので御希望の保育所ではありませんが違う保育所で一時預かりができますといった整理をさせていただきながら御利用いただいています。こども誰でも通園制度につきましては、月 10 時間の中でということで、いつどのような形で来られるかが分からないため、あらかじめどこかの施設を、ここで実施をすると決めておいて実施していこうという形で、まずは 3 か所程度でスタートしていこうと思っています。今後、通常の保育所入所も出生数が減る中で余裕が出てくることあるかと思しますので、その辺りの状況を見ながら、当面は実施しないとしている指定管理保育所でも、定員の空きが出て実施できるということになれば、3 か所から拡大することも検討していかないとはいけないかなと思っています。

○前田智永委員長 その辺りを柔軟に対応できる環境にしておかないといけない。どこで預けられるのか、よその保育所が知らないということではいけないですし、担当課としても、全保育所と連携がとれるような形で実施していただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。他にありませんか。松森委員。

○松森潤平委員 保護者の方はスマートフォンのアプリか何かを使って予約して行くというイメージが今のところありますか。

○前田智永委員長 答弁。課長。

○森田一徳児童福祉課長 この事業の実施に当たっては、全国の自治体で行うということで、国がシステムをつくっておられます。最初にこの事業に利用できるという認定を受けてからでないといけないということがあり、その認定については市役所で書面的なもので手続をしていただきますが、認定を受けた後の事前の面談の日程であったり、予約など、実際の使用に当たって活用ができるようなシステムを構築しているとのこと。その辺は、まだ詳しく具体的なことははっきりしないのですけれども、そういったものを活用しながら、保護者も 10 時間をどれだけ使ったかがはっきり分かるような形のものになろうかと思しますので、そういったものを活用しながら使いやすいものにしていきたいかなと思っています。

○前田智永委員長 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○前田智永委員長 なしと認め、質疑を終結します。執行者退席の間、暫時休憩いたします。

〔執行者 退席〕

午前 10 時 34 分 休 憩

午前 10 時 36 分 再 開

○前田智永委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。それでは、先ほど御説明いただいた議案第 106

号と議案第 107 号の採決に入ります。まず、議案第 106 号、庄原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○前田智永委員長 全員賛成で可決されました。それでは、議案第 107 号、庄原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○前田智永委員長 全員賛成で可決されました。この際、お諮りします。ただいま議決いたしました本案に対する報告書の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○前田智永委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。それでは、協議事項 1 点目、2 点目を終結します。

---

### 3 陳情・要望について

○前田智永委員長 本日の協議事項 3 点目、陳情・要望についてです。まず、陳情第 25 号、庄原市シルバー人材センターへの支援要望です。皆さん、目を通していただいていると思いますが、シルバー人材センターからの要望事項ですけれども、毎年出しておられます。この件についてどのように取り扱うのか、皆さんの御意見をお伺いします。青山委員。

○青山学委員 3 ページの要望 1 で、蛍光灯が半数近く点灯しない状態となっております。今までも要望が出ていたのか流れが分からないのですけれども、これはすぐしておかないといけないうのではないかなと思ったのですが、どうなのでしょう。

○前田智永委員長 一度、確認も含めて休憩にします。

午前 10 時 39 分 休 憩

---

午前 10 時 56 分 再 開

○前田智永委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩の間、皆様にこれまでのシルバー人材センターからの要望を見ていただいて協議いたしました。この取り扱いについて、先ほどの青山委員からの御意見の中にありましたけれども、これまで出されていたものもあるけれどもなくなったものもあるということを皆様に御確認いただきました。そのことも踏まえて、対応はしていきたいという議員個人としての思いももちろんあるのですけれども、その辺りは議員として活動の中でしていくということも採択にかかわらずあると思いますので、しっかり注視してまいりたいと思います。その件もお諮りして皆様の御意見をお伺いします。副委員長。

○國利知史副委員長 毎年同じような形で出されているということで、かなり御苦労されているのでは

ないかなと思います。とりあえず、今回は聞き置く形にして、それぞれの議員活動の中で動いていくという形がよろしいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○前田智永委員長 他に御意見ありませんか。よろしいですか。それでは、このたびのシルバー人材センターの要望については聞き置くという形にさせていただきます。次に、陳情第26号、令和8年度庄原市当初予算に係る予算要望について、庄原市社会福祉協議会から出されていますけれども、この件について皆様の御意見を頂戴いたします。岡野委員。

○岡野茂委員 介護報酬が下がって、特に訪問系の事業、ヘルパーとケアマネジャーの事業、家を訪問して行く事業が、庄原市は広域であるということと、1日に何件も回れないという不利的な条件だと思います。そういうことで、介護報酬が下がったことが社会福祉協議会のみならず全ての事業所に非常に影響しています。ただ、この世界は価格転嫁できないのです。非常に厳しいので、ここを値上げしてしましようということが勝手にできない世界なので、気持ちは分かるのですけれどもしばらく注視するしかないかなと思います。私は、社会福祉協議会だけに限らず、今言った訪問系の事業所は支援しないとイケないとは思っていますが、ここだけがどうこうという問題ではなく、全市的な問題になっているかなという認識は持っています。

○前田智永委員長 聞き置くという御意見がありました。他に御意見はありませんか。近藤委員。

○近藤久子委員 今、岡野委員が言われたように、国の流れというものがあって、介護保険制度がもつのだろうかという非常に厳しいところですが、それが庄原市議会ですら予算つけてどうのこうのという問題でもない、介護報酬についても、決められた方針どおりにしないといけない、そういう苦しさがある中で、今は介護人材ですよね。若年層のヘルパーがいなくて、それこそ、紙おむつをした人が紙おむつを取り替えるような時代になってきましたので、そういう面では、教育民生常任委員会ですから、今後そういうことも大きな課題として捉えていかないとイケないのかなと思っています。だからといって、ヘルパーの方がどうすれば増えるのかなということもあるかもしれませんけれども、子供の教育から始めて、介護というものはどうなのかから、根底から積み上げていかないと潰れそうな気がします。それを、我々議会としてどういう援助ができるのかな、どういう補助的な言葉ができるのかな。実は、一般質問ができなかったのですけれども、そのことをずっと言おうかなと思ってました。それだけヘルパーの方の生の声というのは、家の中に入り込むことがどれだけしんどいことなのか。来てもらう側の人の心構えも要るだろうし、日に日に痩せ細っていく人を見る。会うたびにですよ。だから、そういう精神的なこともあるし、いろいろなことがありますよね。賃金からはじまって、精神的なことがある、組織的なこともあるかもしれない。そういうことに配慮しながらという気持ちを私たちは持つておかないとイケないと思います。社会福祉協議会は以前からどこもしんどいのです。本当にしんどいです。委託事業があります。国から3分の2出すと言われると、3分の1ならいいとか、生活困窮者自立支援法にしても、絶対しないといけないことと、これはもう市で決めてくださいということがあっても、絶対しないといけないことは全部、社会福祉協議会への委託事業になってしまいますから、そういう面の組織的なことも、知ることがものすごく多いと思います。だからこれは、条件的に今回は聞き置くことにしなければならないかもしれないけれども、ただし、ここに書かれているものをもう少し精査しながら、この金額はどうか、だからこういう面がしんどいのだとか、教育民生常任委員会でもう一度よく議論を積み重ねて、生の声を聞くこともいいだろうと思います。ヘルパーの方の声を聞いて歩いたのですけれども、楽な仕事ではない。高齢化が今

からどうなるのか。あなたのおむつを変える人はいなくなるという講演がこの前東京でありましたけれども、これが現実になる。それは20年も30年も先ではないような気がします。だからこそ、教育民生常任委員会では、社会福祉協議会から出されたこういう文言に対して真摯に受け止めながら対応していくことがとても必要ではないかと思えます。

○前田智永委員長 岡野委員。

○岡野茂委員 ヘルパーの人材は広島県でも50歳以上が7割くらいで、40歳以下はいないのです。庄原も、社会福祉協議会の場合、40歳以下はいなくなっている。60歳以上の人が5割くらいおられて、その人たちが活躍されているので何とかもっているのですけれども、もう10年くらいすると、若い人材が確保できないと介護保険はあってもサービスはないというような状況が起こると思います。それと、ケアマネジャーというのは上級資格の位置づけなのです。要は、看護師や介護福祉士の資格を持っている人がケアマネジャーの資格を取る。そういう資格を持っている人がさらに取るものなので、国のヘルパーに対する待遇改善でお金が入ってきてヘルパーの方々には行くのだけれども、ケアマネジャーの方には支援がないから、ヘルパーの方が次にステップアップしてケアマネジャーの資格を取ろうという動きがないのです。ヘルパーのままがいい、ケアマネジャーになったら下がるし仕事がしんどいというような。いずれにせよ、人材確保は介護の世界でも他の分野でも足りなくなっているのです、教育民生常任委員会としても、人材確保のことも次の機会に検討していかないといけないのかなと思います。こういうことを言っているのか分かりませんが、私は今回の議会の一般質問でそのことをテーマにしました。介護保険が崩壊するということと人材確保をしないとイケないということを質問しようと思っています。

○前田智永委員長 今回は聞き置くという形でという御意見でよろしいですか。

○岡野茂委員 はい。

○前田智永委員長 1点だけ。先ほどの岡野委員の発言の中で、40歳以下のヘルパーの方がいないわけではありません。おられますけれども少数で、高齢の方が多い傾向だという話です。広い地域ですので、おられますけれども少ないという判断をしていただければと思います。今回は聞き置くという形にして、調査が十分に必要だという御意見でした。他にありませんか。よろしいですか。現在、閉会中の継続調査でも、少し角度は違いますが健康寿命の延伸のことも取り扱っています。その辺りでも様々な事業所や市民の方に御意見を伺うことはできると思いますので、そういった多岐にわたる分野で要望していただいた件について、今回は聞き置くという形がよろしいのではないかという御意見が多いかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○前田智永委員長 では、この件については聞き置くという形にさせていただきます。次に、陳情第27号、令和8年度庄原市老人クラブ活動事業促進支援要望書についてお諮りします。庄原市老人クラブ連合会から出されています。この件について皆さんの御意見をお伺いします。副委員長。

○國利知史副委員長 これは1と2に対する要望ということで、どちらも継続をお願いしますという形になっていて、また新たな支援をという形ではないのかなと受け止めていますが、そういう認識でいいですね。

○前田智永委員長 はい。

○國利知史副委員長 そうなると、今は、市として補助額を減額するのか増額するのかわからない状

況ですよ。

○前田智永委員長 岡野委員。

○岡野茂委員 1については、庄原市高齢者日常生活安全研修事業は委託事業として実施していると明確に書かれています。庄原市高齢者元気づくり委託事業もそうです。委託事業というのは、本来は庄原市がしないといけない事業を、関係団体でしてもらうほうが効果的であり効率的だということで委託をするので、市がやめようということにはなかなかかなりにくいかなという気がします。あと、補助金については、財政課がこれからの財政運営計画を作る準備を今しているのですけれども、その中で庄原市全体の補助金の在り方をどのような方針を出してくるかということ。一律何%カットみたいな整理をするのか、補助金交付団体ごとにきちんと精査して、残すものは残す、減らすところは減らすというやり方にするのか、その辺が見えていないので、議会では、どういう方針で、継続が担保されるかどうかもわからないので、ここも様子を見ておかないとという気がします。

○前田智永委員長 副委員長。

○國利知史副委員長 前の議題と同じ形で、例えば、聞き置く形にして、それぞれの議員活動の中で、この辺はどうなっているのかとか、そういう活動や確認などをしていけばいいのではないかなと感じましたが、いかがでしょうか。

○前田智永委員長 聞き置くという御意見がありました。近藤委員。

○近藤久子委員 当然、この要望書は予算が決まってから出しても意味がないので予算が決まるまでに出版されているわけです。予算が出て初めて私たち議員はどのくらい予算がついているのかチェックができると思います。同額なのか、減ったならどういう理由なのか。老人クラブの人員が減ったからどうのこうの、聖域なき行政改革で全て5%カットしましたということが出てくるかもしれません。せっかく要望書が出ているので、そういう状況も踏まえながら見ていくということでもよろしいのではないのでしょうか。

○前田智永委員長 今回、16名の方が非常に多岐にわたって一般質問をされます。今回だけではなく長期にわたって市民の皆さん、団体の皆さんも要望活動をされてきていますので、我々も長期にわたってしっかりと注視しながら、予算権限があるわけではないので議会としてここに配分しようという権利はありませんので、しっかりと伴走して、支援ができるように調査をしながら活動してまいりたいと思います。皆様、よろしく願いいたします。では、今回の件についても聞き置くという形にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○前田智永委員長 では、そのように取り扱わせていただきます。それでは、協議事項3点目を終結いたします。

---

#### 4 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

○前田智永委員長 協議事項4点目に入ります。所管事務調査及び閉会中の継続調査についてということで、教育条件整備について、男女共同参画について、健康寿命の延伸についての3点を項目に挙げています。先般、皆さんと一緒に視察で奈良県に行かせていただいて、非常に有意義な会であったと報告の中にありましたので、今、取りまとめをしていますけれども、この中でこれをしておいたほう

がいいのではないかと、何か御意見や情報等があればお伺いします。

○前田智永委員長 近藤委員。

○近藤久子委員 教育条件整備について、今動いていましたか。

○前田智永委員長 項目には挙げていますが、まだ調査等はしていません。

○近藤久子委員 そのことで一番心配なのは、いつも申し上げているように、中学校がどうなるのかとか、今の状況を、養護教諭の配置がなかったとか、今後、比和中学校がどうなるのかとか、そういうところを、ああしろこうしろということではなくて、実際の状況を知りたい。出世数はもう分かっているわけですから。この地域において何人になるであろうと。そういうことがあって初めて次の判断ができるかなど。あくまでも子供たちにとってということだと思いますし、こちらがああしろこうしろではなくて、自治会もあるでしょうし、保護者がおられるし、就学前児童の保護者もおられますから、それはそれとして、私たち実態の把握はしておかないといけないかなど。問われたときに答えようがないと思います。今後どうなるのかと比和に行って聞かれたら、それは皆さんがお決めになることですからとしか言いようがないのですが、3年後は1年生が何人、2年生が何人というのは分かっていると。その実態は知りたいなと思います。

○前田智永委員長 副委員長。

○國利知史副委員長 それに関連してというか、教育条件整備について、中学校も比和が特に気になりますし、松森委員も所属されていますけれども、今、J Cが部活動の地域移行についていろいろと動かされていて、先日、いろいろと担当者の方から相談がありました。その辺も教育条件整備の範囲内ではないかなと思っていて、J Cも動かれているし、こちらと一緒にいろいろと調査をしていかなければならないことなのかなと感じたので、教育条件整備についてどうしていくのかを次の委員会までにいろいろ考えてくればいいのかと思います。

○前田智永委員長 近藤委員。

○近藤久子委員 同じことかと思いますが、現在、中学生のクラブ活動をこの中学校とこの中学校が一緒になってしていると。野球にしてもサッカーにしてもそういう実際のところが知りたいですね。その子供たちはどう思っているのかとか、指導者がきちんといるのかといったことも知る必要があるかなと思います。

○前田智永委員長 岡野委員。

○岡野茂委員 先ほど近藤委員が言われたように、現状把握をしないとダメだと思います。それから、いろいろな考え方を持っておられる方が多いですが、例えば、どのようなことが地域で議論されて、どのような形になっているのか、どのように進もうとしているのかということを知らないといけない。知った上で、クラブ活動であったり、あるいはクラブ活動を地域がしていくような国の方針が本当にできるのかどうかということも現状を把握した上で考えていかないとダメだと思います。もう一つ、子供が少なくなっても設備投資はしてくれるのか。人数が少なくてもプールが壊れたらタイムリーに直してくれるのか、教育委員会の考え方。1か所のプールを共同で使うように考えているのか、その辺も合わせて調査をしてみればと思います。まずは現状を知らないといけない気がします。

○前田智永委員長 これまでに様々な御意見が出ましたけれども、まずいろいろな視点から現状を見ることが大事ではないかということで皆さん一致されているのではないかと思います。学校の様子であったり、部活動地域移行についてであったり、地域のことについても、今、深い学びのところで地域

連携をされている学校も非常に多くあります。文部科学大臣賞を受賞されているところもありますし、そういった地域との連携も多くありますので、地域の考えといったことも踏まえて、相手がいることなのでどこに行くかということにはならないので委員長・副委員長と皆さんで情報をしっかりと集めて、どこに行くのか、行くのはいつ頃がいいかというところまでしっかりと詰めてまいりたいと思います。今、定例会中ですので集まりやすいかなとは思いますが、皆さん一般質問を出されていると思いますので、一般質問が終わった辺りでまた教育民生常任委員会を開催してはどうかと思いますが、よろしいですか。副委員長。

○國利知史副委員長　　次回で何をやるかははっきりしておいたほうがいいと思うので、例えば、一般質問が終わった辺りでもう1回教育民生常任委員会を開いて、今後どのような調査をしていくのかをそれぞれの委員が考えてきて、そこで意見を出し合ったりすり合わせをしていくという流れはいかがでしょうか。

○前田智永委員長　　言われるとおり、皆さんでしっかりと調査をしてきて、例えば、どこの学校に行きたい、こういった情報があるのでこういったところを見たほうがいいのではないかと具体的なところまでしっかりと詰めて次の日程調整に向けて動きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

## 5 その他

○前田智永委員長　　その他の項目についてはよろしいですか。事務局から何かありますか。

○橋本和憲議会事務局主任主事　　ありません。

○前田智永委員長　　それでは、本日の全日程が終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

午前11時21分　　散　　会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長